

地方独立行政法人京都市立病院機構競争的資金等の不正防止計画

(目的)

第1条 この不正防止計画は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

(基本方針)

第2条 不正防止計画に関する基本方針について、次のとおり定める。

- (1) 不正防止対策に当たって、職員等のとるべき行動を明確に規定し、遵守する。
- (2) 不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。

(職員の行動規範等)

第3条 研究者は、次の行動規範に従って行動するものとする。

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
 - (2) 地方独立行政法人京都市立病院機構競争的資金等の適正管理に関する要綱（以下「要綱」という。）及びその不正防止計画を理解する。
 - (3) 研究費の不正使用を行わない。
 - (4) 研究費の不正使用に加担しない。
 - (5) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
 - (6) 研究費の不正使用を黙認しない。
- 2 研究費を取扱う事務職員等にあつては、次の行動規範に従って行動するものとする。
- (1) 要綱及びこの不正防止計画を理解し研究者に周知する。
 - (2) 研究費の不正使用を黙認しない。
- 3 研究者及び研究費を取扱う事務職員等については、前2項に掲げる行動規範に従う旨の誓約書を自署により要綱に定める最高管理責任者に提出するものとする。

(不正防止対策の体制及び実施責任)

第4条 競争的資金等の適正管理における責任体制は、要綱に定めるところによる。

(教育の実施)

第5条 要綱に定める不正防止計画推進部署は、競争的資金等の管理・運営に関わる職員に不正防止計画を推進するため、コンプライアンス教育を実施する。

(補則)

第6条 この不正防止計画に定めるもののほか必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附 則

この基本計画は、平成27年3月13日から施行する。